

第〇〇条：研修会承認の段階について

- 1 研修会承認の段階において、研修会を実施する当該年度の代表、もしくは実行委員長が決定しており、かつ自地区内の各クラブからの承認を得ていること。
- 2 承認を得るに際し、別紙に定める様式に従い、企画書、予算書、承認書を作成し、各地区に提出すること。

第〇〇条：研修会立候補辞任について

- 1 開催2年前のエリア会議にて承認を得た時点で原則辞任は認められない。
- 2 エリア会議終了後（研修会議議題提出前）の辞任
 - 2.1 やむを得ない事態¹により研修会立候補の辞任を行う場合、臨時エリア会議の招集を行い、辞任の承認をとる。
 - 2.2 辞任の承認後、再度臨時エリア会議を行い、エリア内での新規ホスト地区の選出を行う。
- 3 エリア会議終了後（研修会議議題提出後）の辞任
 - 3.1 やむを得ない事態により研修会立候補の辞任を行う場合、臨時エリア会議の招集を行い、辞任の承認をとる。
 - 3.2 同時に全国の代表者に向けて、辞任の旨の周知を行う。
 - 3.3 辞任の承認後、再度臨時エリア会議を行い、エリア内での新規ホスト地区の選出を行う。
 - 3.4 原則、新規ホスト地区の選出は、研修会開催前に行うものとする。
- 4 エリア会議終了後（研修会議承認後）はいかなる理由があっても辞任は認められない。

第〇〇条：研修会中止について

1. やむを得ない事態が発生した場合、研修会ホスト地区の代表が発令のもと、全国臨時代表者会議を行い、承認を得ること。

¹ 地区の消滅、天災などにより、ロータリー及びローターアクトの活動ができない状態を指す。但し、会員減少による理由はこれに値しない。